

投資家の期待するサステナビリティ 情報開示に向けた企業経営の対応

EY新日本有限責任監査法人
2024年12月開催



Building a better
working world

- 1 ごあいさつおよび登壇者紹介
- 2 ニッセイアセットマネジメント株式会社
井口氏のご講演
- 3 井口氏、EY牛島、川崎、馬野を交えた対談
- 4 Q&A
- 5 クロージング

本日の内容

ごあいさつおよび登壇者紹介

EY新日本有限責任監査法人
サステナビリティ開示推進室長 パートナー

馬野 隆一郎

Ryuichiro Umamo



井口氏のご講演

ニッセイアセットマネジメント株式会社
執行役員 運用本部副本部長
チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー

井口 譲二

George Iguchi



サステナビリティ情報開示に対する期待

2024年12月5日

井口 譲二

ニッセイアセットマネジメント
執行役員チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー

このセミナーで述べることは、個人的な意見/見解であり、組織や所属団体を代表する意見ではありません。

1.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

2.IFRSサステナビリティ開示基準と投資家の活用方法

3. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示

1.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

2.IFRSサステナビリティ開示基準と投資家の活用方法

3. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示

なぜ、サステナビリティ情報が重要なのか①

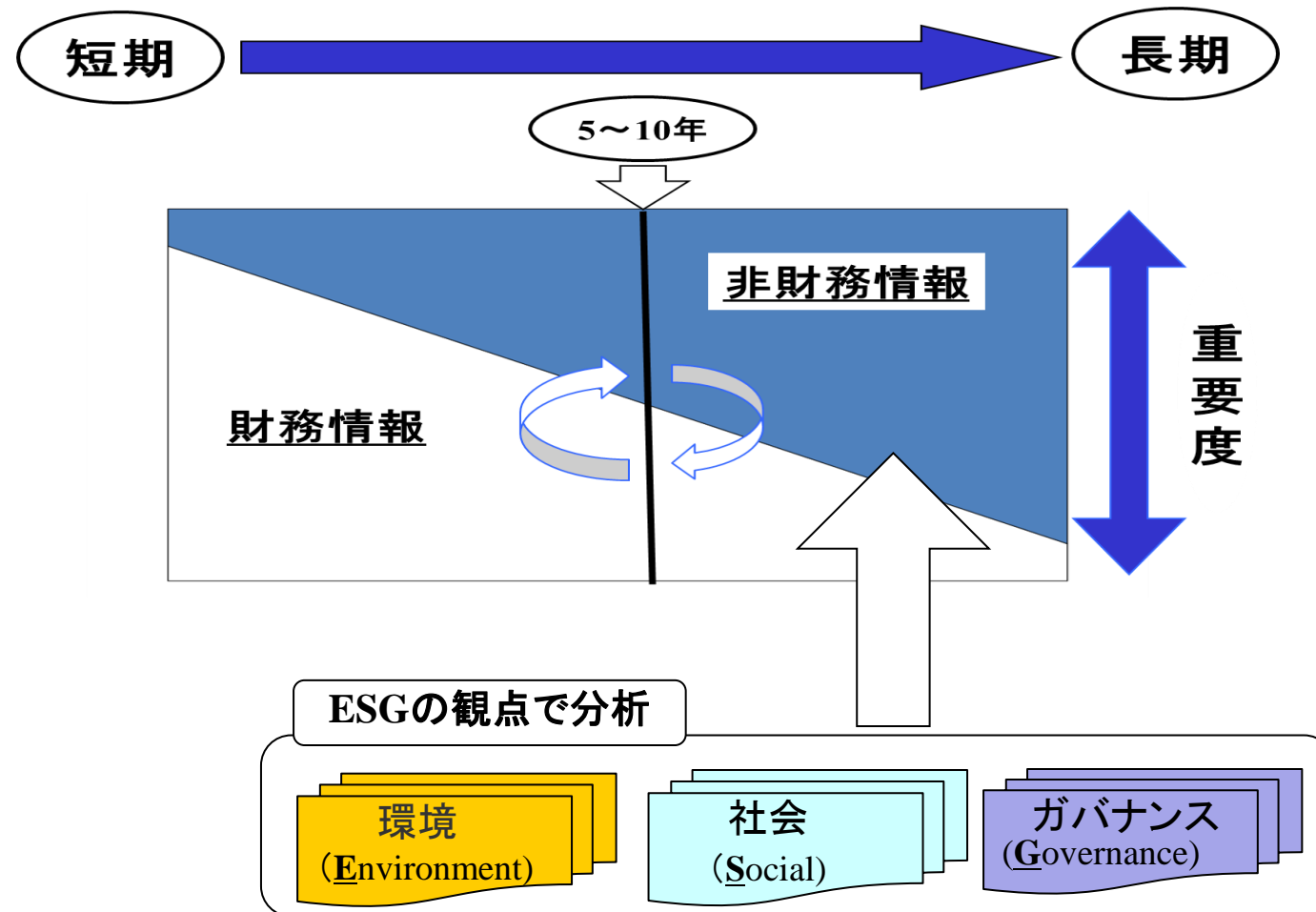
- スチュワードシップ・コード導入以降、長期志向が定着
 - 2013年6月の安倍政権が第三の矢として打ち出した「日本再興戦略」の一施策
 - 2014年2月、金融庁が『投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために「責任ある機関投資家」が果たすべき7原則』<日本版スチュワードシップ・コード>を策定
 - 日本株市場に投資する多くの機関投資家が賛同・署名
 - 投資先企業の企業価値向上により、中長期的リターンの拡大を目指す

スチュワードシップ責任(2020/3改訂)

投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じた**サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮**に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の**中長期的な投資リターンの拡大を図る責任**。

なぜ、サステナビリティ情報が重要なのか②

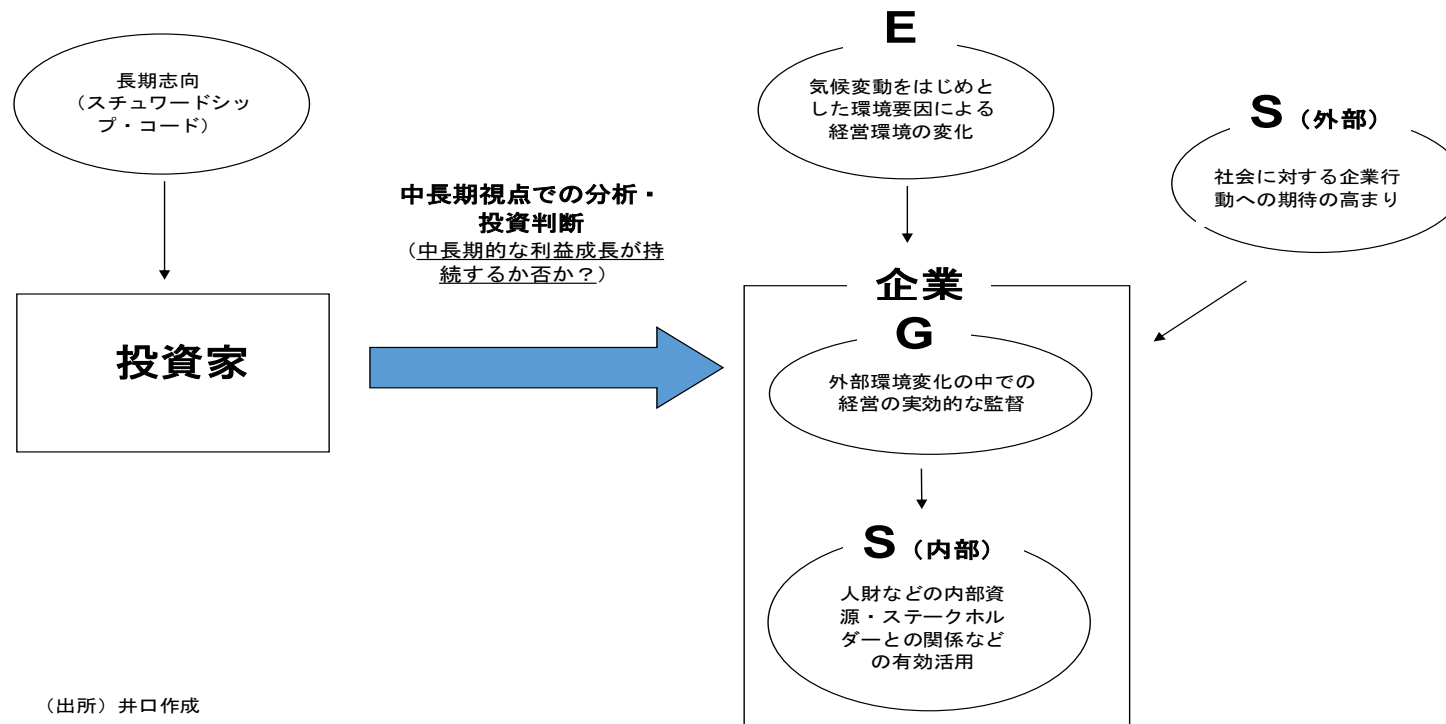
- 機関投資家の長期アクティブ運用では、財務・非財務情報とも重要（財務・非財務の統合情報）。



投資家から見た「望ましい中長期的な視点での経営」とは

● サステナビリティ要因の考慮の順番は

- E・S要因の機会とリスクを認識し、(Gの)ガバナンス(取締役会)の監督のもと、経営陣が、内部資源等(S等)を有効活用しつつ、中長期的な企業価値(=将来キャッシュフロー)の最大化を目指す。
- このような観点で、投資・対話・議決権行使を用い、投資先の中長期的な成長の確保を通じ、リスク調整後リターンの最大化をはかる。



(出所) 井口作成

求められる投資家の対応 (ICGNグローバル・スチュワードシップ原則)

(What institutional investors should do, **ICGN GSP**)

前文 (Preamble)

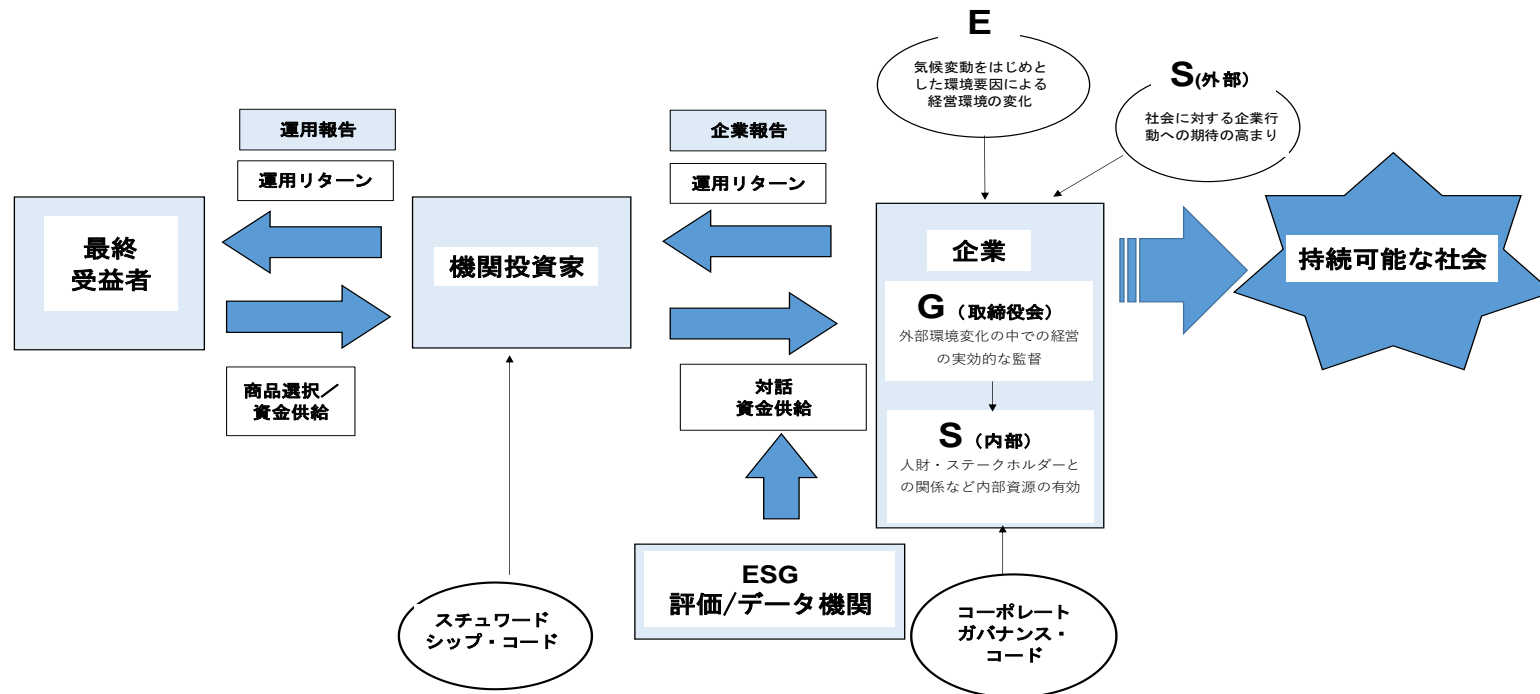
企業にとってのスチュワードシップとは、持続的な価値創造につながる高水準のコーポレートガバナンスの推進であり、このことは**投資家及び受益者・顧客の長期的なリスク調整後リターンを向上**させることにつながります。投資家にとってのスチュワードシップとは、責任投資の枠組みの中で、長期的な価値を維持・増加させることであり、**受託者責任の中核的な構成要素として より広範な倫理・環境・社会的要因、システミックなリスクを考慮することでもあります**。このように、より大きな文脈からみると、スチュワードシップは、資本市場全体の安定性と経済成長の促進にも貢献することとなります。

1.1 受託者責任 (Fiduciary duties)

投資家のガバナンスは、受益者・顧客の利益に連動する価値を維持・向上させる受託者責任によって推進されるべきである。**受託者責任は、伝統的な注意義務と忠実義務を超え、投資期間(長期投資を意味)とシステミック・リスクの考慮を含む。**

持続可能な社会(サステナブルな社会)移行への対応

- 企業価値創造プロセスにおけるサステナビリティ要因の重要性の高まり(企業/投資家とも)
 - 企業:「持続可能な社会」で企業価値を増加できる競争力維持のための態勢整備の必要(CGコード改訂等)
 - 投資家:「持続可能な社会」でも、(企業価値向上可能な)企業の見極めが一段と重要に(ESG情報の充実の必要)
- 移行を支える「サステナブルファイナンス」のインベストメントチェーンの安定/強化
 - 最終受益者(個人投資家など)に対する説明責任の強化も(ESGウォッシュ商品の排除)
 - ESG評価/データ機関の品質向上も課題



(ご参考)コーポレートガバナンス・コードの改訂(2021年6月)

ガバナンス・コード改訂で、持続的な企業価値向上の観点から、取締役会の責務、開示への期待などが示される。

- 取締役会の責務として、サステナビリティの監督が追加

4-2② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定するべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、、、(中略)、企業を持続的な成長に資するよう、実効的な監督を行うべきである。

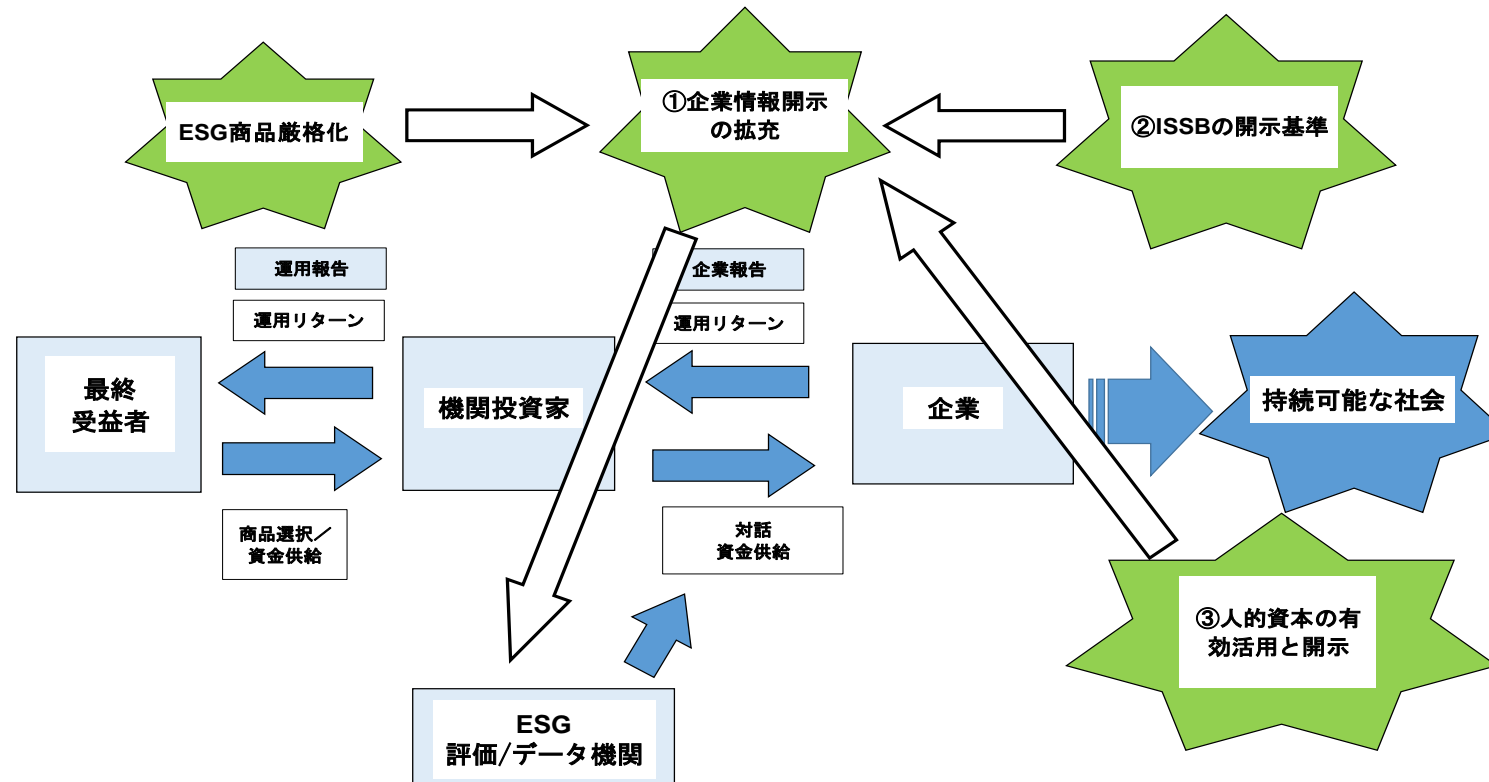
- サステナビリティの開示

3-1③ 経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取り組みを適切に開示すべきである。(以下、省略)

特に、プライム市場上場企業は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、、、(中略)、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

日本で、サステナビリティ開示拡充が求められる背景と潮流

- サステナビリティ全体の動きの中で、昨今の開示の動きも捉えるべき
 - 「①企業情報開示の拡充」: 有報におけるサステナビリティ項目欄の設置、ガバナンス開示の強化等
 - ✓ ESG商品厳格化も、企業開示に影響を与える
 - ✓ ESG評価/データ機関の品質向上にも重要
 - 「②ISSBのグローバル・ESG開示基準策定」: 共通の開示情報枠組みの策定
 - 「③人的資本の活用」: 持続可能な社会への移行の中でも最も重要となるに対する開示指針の策定



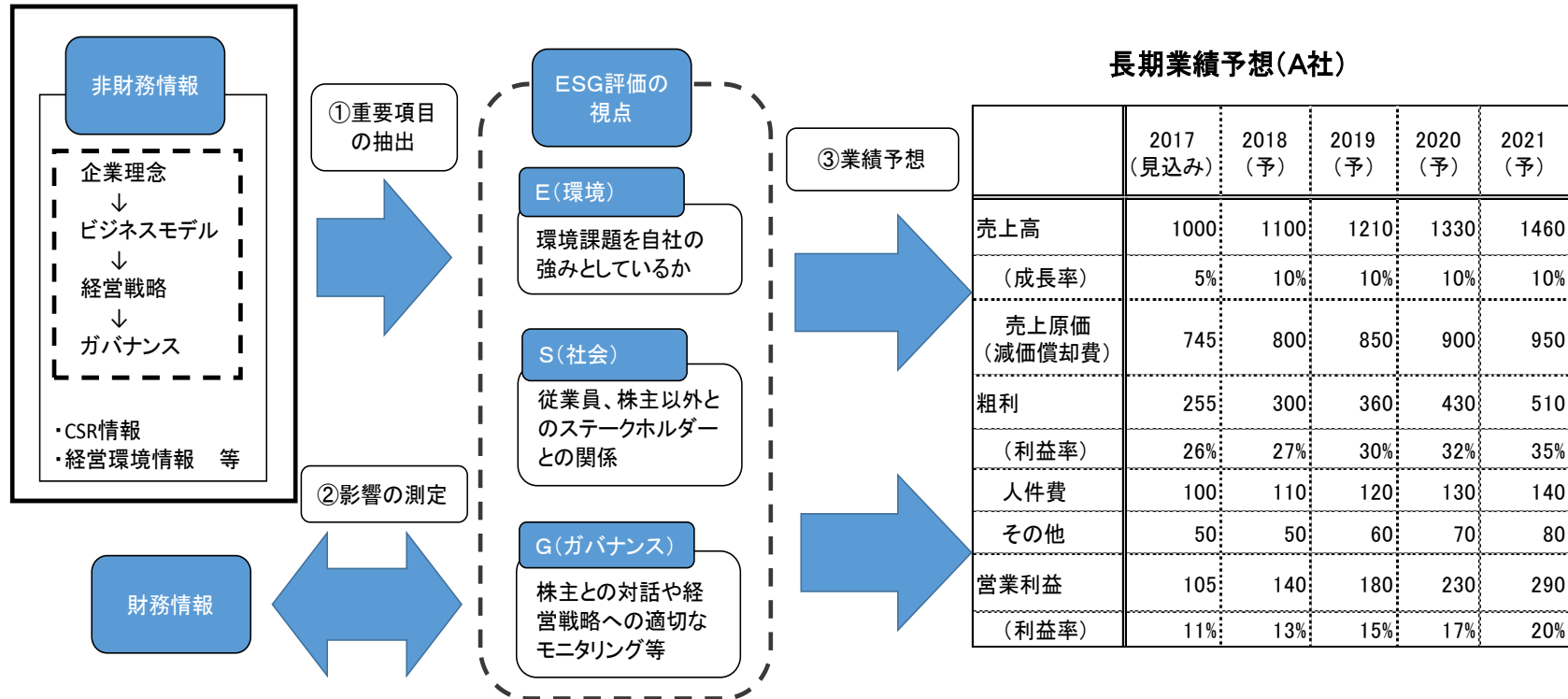
1.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

2.IFRSサステナビリティ開示基準と投資家の活用方法

3. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示

機関投資家のサステナビリティ要因の活用とISSB基準①

- 中長期投資における投資手法でも、最も活用されているのは『ESGインテグレーション手法(統合型)』(下図)
- 企業価値を予測するため、将来の業績予想に重要な影響を与えるE・S・G要因を認識し、**中長期業績予想に織り込む。そして、DCF法(将来キャッシュフローの現在割引価値)で企業価値を算出。**
- サステナビリティ情報が有用となるためには、将来の財務諸表とのつながりは絶対条件



機関投資家のサステナビリティ要因の活用とISSB基準②

- ISSB基準では、「企業の見通し」に影響を与えると見込まれる機会とリスクの開示を求める
- ✓ 「企業の見通し」とは、将来のキャッシュフロー、資本コスト、ファイナンスへのアクセスとされており、**中長期投資家が企業価値を求めるために必要となる情報となる。**
- IFRSサステナビリティ開示基準 (ISSB基準) の考え方は、長期投資の潮流を後押しする。

IFRS S1号とは

開示目的

投資家・融資者などの企業への経済資源の配分の判断に資するサステナビリティ関連のリスクと機会の開示

開示プロセス

企業は、**企業の見通し (prospect)**に影響を与えると合理的に見込まれる、**すべてのサステナビリティ関連の機会とリスクを識別**＜**企業の見通し: 短期・中期・長期にわたるキャッシュフロー、資本コスト、ファイナンスへのアクセス**>

- IFRSサステナビリティ開示基準 (S2基準: 気候変動など)
- IFRSサステナビリティ開示基準がないとき
 - ・SASB基準 (開示ピックス) を参照しなければならない (要求事項)
 - ・CDSBなど他の関係のある基準を参照してもよい (要求事項でない)

重要性により、情報を選別

ガバナンス

戦略

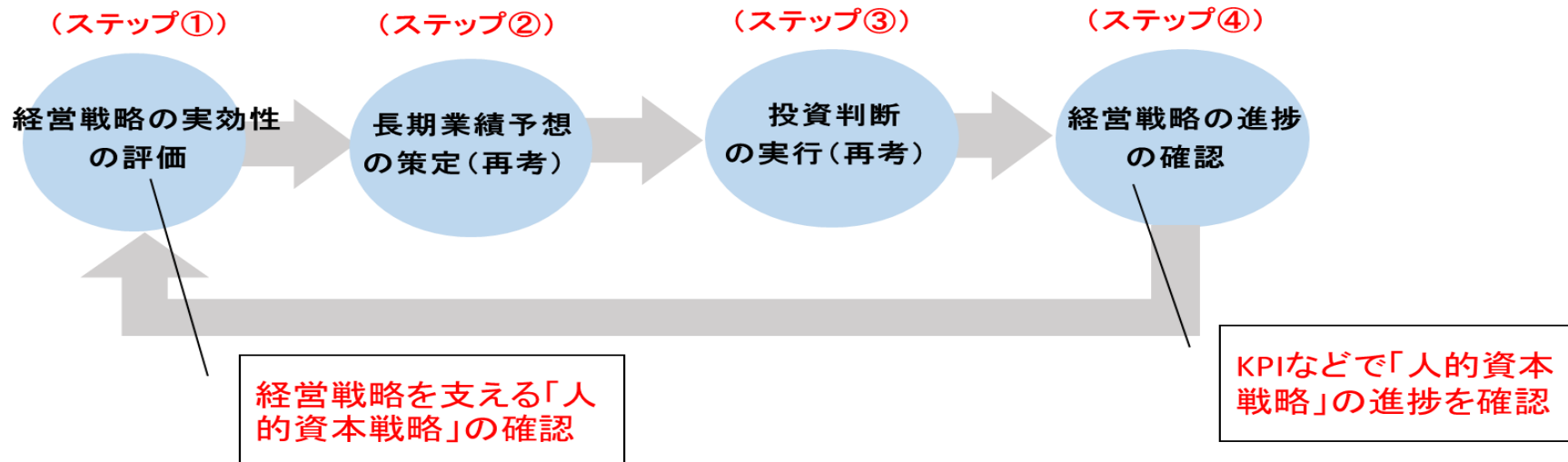
リスク管理

指標及び目標

サステナビリティ情報の具体的な活用事例(人的資本)

- 投資家にとって「究極の目標」は、**中長期的なリスク調整後リターン&企業価値の向上**
 - 経営戦略及び、経営戦略を支えるサステナビリティ戦略の達成が、財務情報(キャッシュフロー)にどのように反映されるかを確認する必要
 - 例えば、**記述情報で開示される「サステナビリティ戦略」**において、経営戦略達成のための人財育成(リスクリング)が主題となった場合、人財育成が成功しただけではなく、それが、経営戦略で示される、売上高増加や利益率向上にどのように結びついているかを、**「財務情報」**において確認する必要がある。
 - **「財務情報」**で成果が確認できた場合、**「買い判断/保有継続」**、できない場合、**「売却判断」**となる。

中長期投資プロセスのサイクルと人的資本情報の活用



(出所) 井口作成

(ご参考)

事業構造の変革を目的とする事業戦略に対する、投資判断のプロセスのサイクルと人的資本の情報の活用(⇒各々の「ステップ」は前スライドのステップに対応)

ステップ①:新規事業の立ち上げなど事業構造の変革には、経営者のかけ声だけではなく、**リスキング**や**新規人材獲得**を通じた「**人的資本**」の有効活用が必要と認識。

⇒経営戦略を支える**人的資本戦略の妥当性の確認**により、**経営戦略の実効性**を確認

ステップ②:**その結果**、経営戦略に**実効性**があると判断する場合、「**事業構造の変革**」を織り込み、**長期業績予想**を上方修正

ステップ③:**長期業績予想**上方修正の結果、算出される**企業価値**が**現状株価**を上回る⇒**買い**の判断

ステップ④:**経営戦略の進捗**を確認するため、**人的資本戦略のKPI等**(**リスキングの進捗状況**など)で**進捗**の確認を行う。



<最初のステップ①に戻る>



ステップ①:④で、「**経営戦略の進捗**」が**確認できない**場合、経営者に聞き、必要に応じ、**改善**を求め、**経営戦略の実効性**の再評価

ステップ②:**経営戦略に実効性**がある(ない)と判断する場合:**長期業績予想**を**継続**(**下方修正**)

ステップ③:**長期業績予想の継続**(**下方修正**)の結果、算出される**企業価値**が**現状株価**を上回る(**下回る**)⇒**買い継続**(**売却**)の判断

ISSB基準で、“特に”注目している項目①(ガバナンス)

- 開示されている「戦略」「指標・目標」などを企業行動につなげるには、**取締役会の役割は不可欠**
 - ✓ 投資家が求める、「**取締役会の実効性**」を確認する開示となっている
- **現状、日本企業のガバナンスの開示では、経営陣の役割の記載が中心となっており、開示の改善・態勢の整備が必要と思慮**

IFRS S1号における「ガバナンス」「リスク管理」の開示要求事項の概要

「ガバナンス」

①責任あるガバナンス機関(取締役会、委員会等)を特定し、以下の情報を開示する

- ✓ ガバナンス機関の役割・方針
- ✓ ガバナンス機関に監督するための**適切なスキルや能力**があるか
- ✓ ガバナンス機関に**情報連携される頻度と方法**
- ✓ ガバナンス機関の**戦略・意思決定・リスク管理プロセス**などの監督における、**サステナビリティの機会とリスクの考慮手法**
- ✓ 目標設定とその進捗に対する**モニタリングの手法**(**経営者報酬への算入手法**も含む)

②経営者

- ✓ 経営者の役割、委員会等へ委任されているかの有無、委員会等への管理手法

「リスク管理」

- ✓ サステナビリティ関連の**リスク**を識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセス・方針の開示
- ✓ サステナビリティ関連の**機会**を識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセス・方針の開示
- ✓ 上記のプロセスの**総合的なリスク管理プロセスへの統合**の程度・手法

ISSB基準で、“特に”注目している項目②(S1:戦略)

- リスクと機会の識別など、具体的な取り組みがわかる箇所として、注目。特に、④の中の「予想される財務的影響(S1号:35項(C)(D)」は、特に重要と思慮

IFRS S1号における「戦略: Strategy」の開示要求事項の概要

「戦略」

- ①サステナビリティ関連のリスクと機会の開示
- ②サステナビリティ関連のリスクと機会が、現状と将来にビジネスモデル・バリューチェーンに与える影響
- ③サステナビリティ関連のリスクと機会への戦略
- ④サステナビリティ関連のリスクと機会が、当期、及び、短期・中期・長期の財務状態、財務業績、キャッシュフローに与える定量あるいは定性の影響(財務計画への考慮を踏まえた上で)
 - ✓ 当期・翌年・短期/中期/長期の財務諸表に与える影響
 - ✓ 戦略を前提としたとき、どのように財務状況は変わるのか
 - ✓ 投資計画や廃棄計画(コミットしていないものを含む)
 - ✓ 戦略を前提とした場合、短期・中期・長期で、財務業績やキャッシュがどのように変化するか
- ⑤サステナビリティ関連のリスクに対する戦略及びビジネスモデルのレジリエンス
 - ✓ レジリエンスに関し、定性、可能ならば、定量のアセスメントの実施
 - ✓ 他の基準に定めがある場合はそれに従う(例えば、S2号のシナリオ分析など)

ISSB基準で、“特に”注目している項目③(S2:戦略)

- S1号と同じだが、③でトランジション戦略など要求事項を詳細化。S1同様、④の中の「予想される財務的影響(S2:16項(C)(D))」

IFRS S2号における「戦略: Strategy」の開示要求事項の概要

「戦略」

①気候関連のリスクと機会の開示

②気候関連のリスクと機会が、現状と将来のビジネスモデル・バリューチェーンに与える影響

③気候関連のリスクと機会への戦略

- ✓ 現状と今後のビジネスモデルの変更(設備の廃棄、資源の再配分など)
- ✓ 気候変動への緩和・適応の手法(生産方法の変更、工場の再配置など)
- ✓ トランジションプラン(戦略の前提など)
- ✓ 目標達成に向けた資源調達方法

④気候関連のリスクと機会が、当期、及び、短期・中期・長期の財務状態、財務業績、キャッシュフローに与える定量あるいは定性の影響(財務計画への考慮を踏まえた上で)

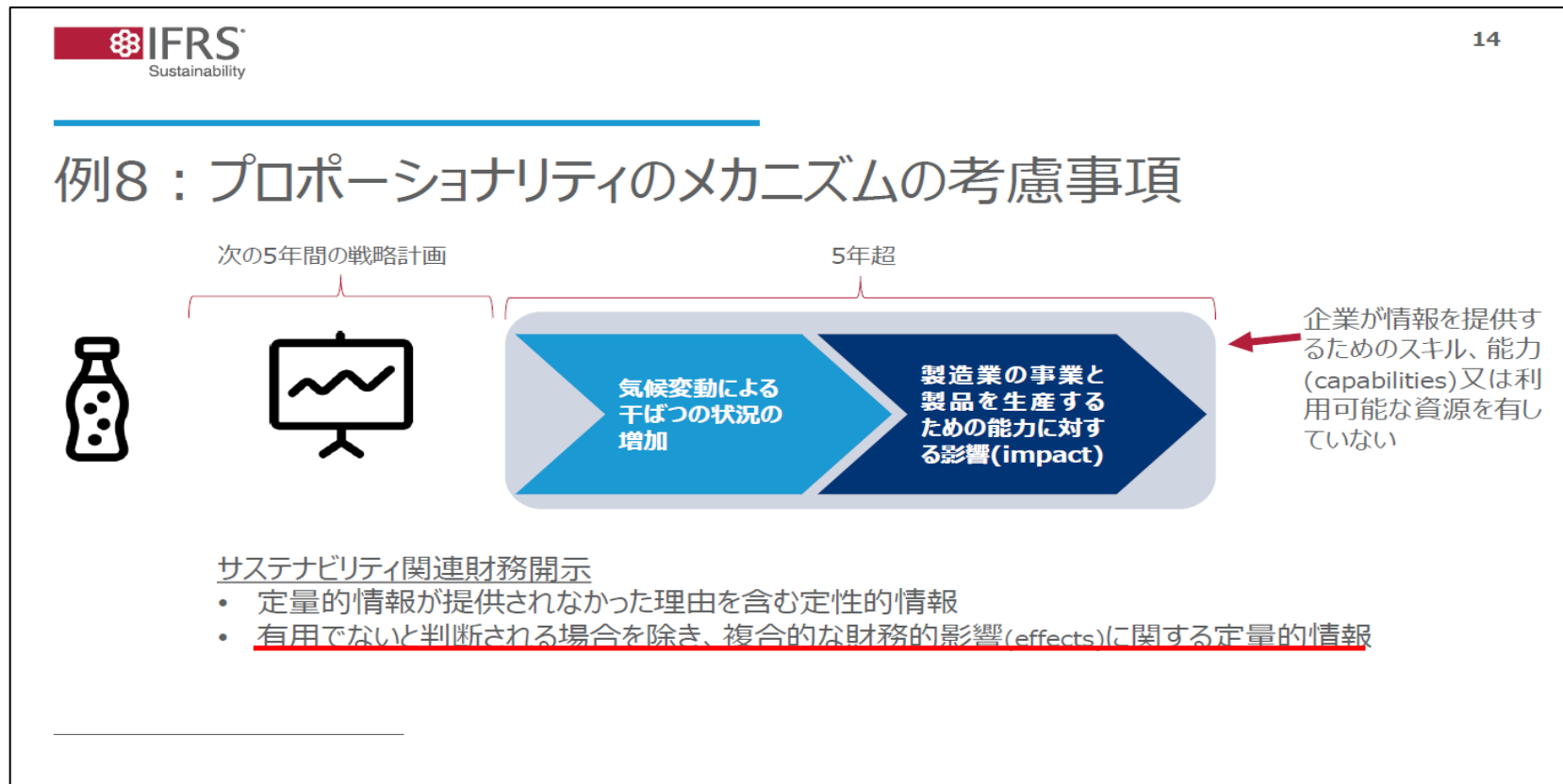
⑤気候関連のリスクに対する戦略及びビジネスモデルのレジリエンス

- ✓ 各報告日にシナリオ分析を行い、気候レジリエンスの評価を開示する
- ✓ いつ、どのようにシナリオ分析を実施したか

(出所) IFRSサステナビリティ開示基準から井口譲二が作成

予想される財務的影響について

- ISSB基準では、プロポーシオナリティ、複合的な影響がある場合、定性での開示(影響を受ける財務諸表項目など)が認められるなど、**開示のハードルは高くないと考えるが、有用な開示となるよう、企業と投資家の知恵が必要と思慮。**
- ISSBの教育的資料では、**定性的情報と定量的情報の組み合わせることが最も有用とされている**
(SSBJのHPを参照<ISSBが公表した教育的資料 | サステナビリティ基準委員会>)



ISSB基準で、“特に”注目している項目④(S2:指標・目標)

- スコープ3は、最大の気候リスクの開示で重要。ただし、技術的な難易度の高さには配慮。

IFRS S2号における「指標及び目標」の開示要求事項の概要

「指標」

①産業横断的指標の開示

- ✓ **スコープ1・2・3温室効果ガス排出量** (スコープ3はカテゴリーも)
- ✓ GHGプロトコールに従い、測定。ただし、規制当局等が異なる方法を用いることを要求している場合は除く。
- ✓ 資産運用・商業銀行・保険の活動を含む場合、スコープ3のカテゴリー15の開示 (ファイナンスに係る排出)

②産業別指標の開示

- ✓ 産業等、ビジネスモデルなどの特徴を持つ指標の開示 (「**産業別ガイダンス**」の産業別指標の考慮を要求)

「目標」

戦略的目標の達成に向け、自ら設定した目標、法令により満たすことが要求されている定量・定性目標を開示

- **目標設定においては、産業別横断的指標、産業別指標、S1号を満たす指標を考慮し、以下を開示**
- ✓ 目標の目的 (適応など)、**直近の国際協定と目標の関係**、期間、基準年、絶対目標か相対目標など
- ✓ **目標が温室効果ガス削減の場合**、温室ガスの種類、削減対象 (スコープ1～3のどれか)、**ネットorグロスの目標か (ネットの場合、グロスと分ける)** など
- ✓ **カーボンプレジット**を活用する場合、活用の程度、第三者保証の有無など

(出所) IFRSサステナビリティ開示基準から井口譲二が作成

(ご参考)スコープ3に対する投資家の見方

- スコープ3の**重要性**を指摘しつつ、その開示の**難易度の高さ**も認識。
- 日本証券アナリスト協会の「**ISSB基準セミナーシリーズ**」での議論(アナリスト協会のHPに掲載:[ISSB基準セミナーシリーズ 2023](#))

Scope3のGHG排出量の開示に係る情報利用者の声

- 情報利用者の立場からも、Scope3のGHG排出量の情報開示は必要であるものの、完璧な開示を求めているわけではなく、可能な範囲での開示の下で、企業と情報利用者との対話を通じて開示精度の向上を図っていくことを求める声がある

(日本証券アナリスト協会 ISSB基準セミナーシリーズ2023 第5回パネルディスカッションにおけるアナリストの発言)



金融セクター担当アナリスト

- 完璧なデータでの開示が難しいということは投資家も承知。
- 同じセクター内で開示の好事例が出てくれば、他社が追い付こうとすることで、開示がより充実。



自動車セクター担当アナリスト

- スコープ3の開示と開示に基づく企業との対話は極めて重要。
- 企業の背中を押してあげる意味で、最大限可能な範囲での開示という考え方は非常にリーズナブル。



エネルギーセクター担当アナリスト

- 一部の企業がしっかりと開示を行うと、それが各企業に広がっていくことを実感。
- スコープ3の開示はリスク把握に役立ち、それがリスクの低減につながって、企業価値の拡大につながる可能性もあると思う。

(出所)公益社団法人日本証券アナリスト協会「ISSB基準セミナーシリーズ2023 第5回」(2024年4月26日開催)動画より金融庁作成

1.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

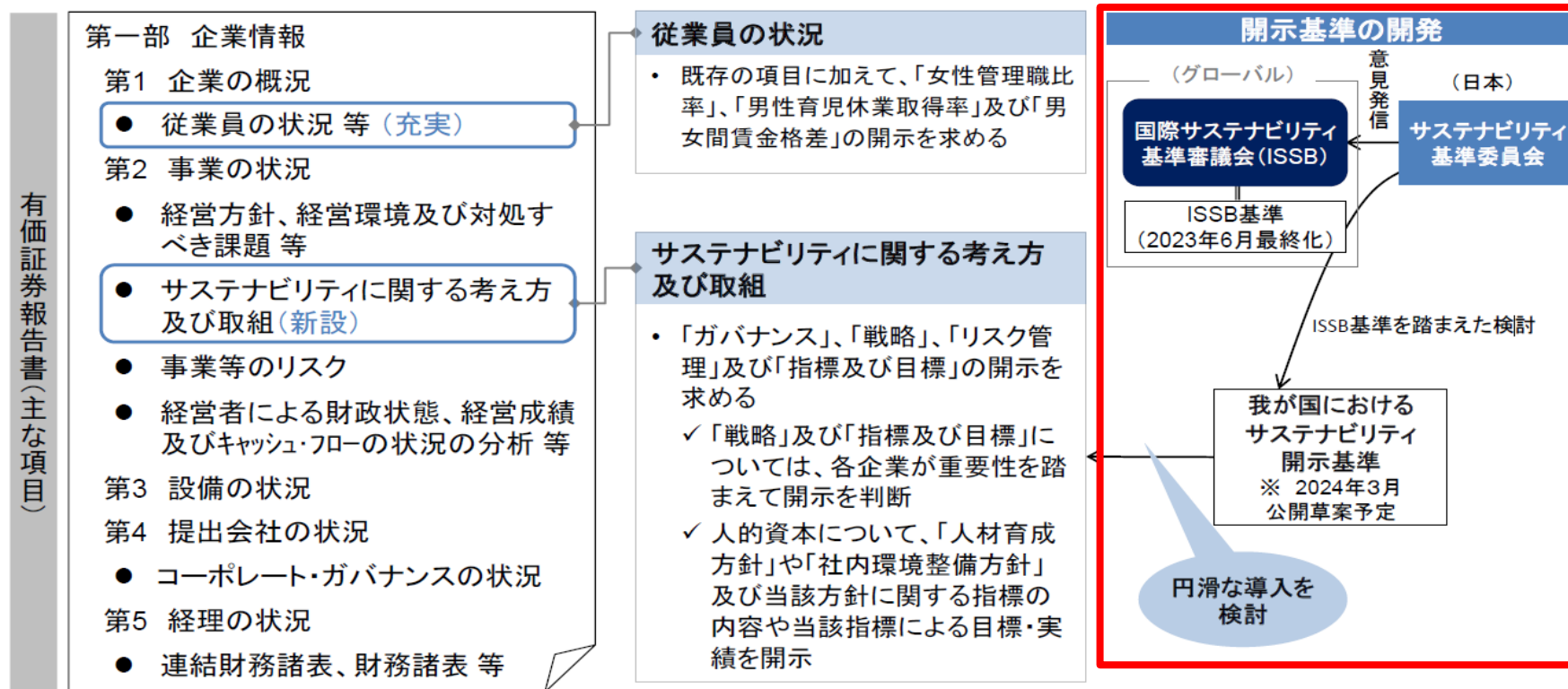
2.IFRSサステナビリティ開示基準と投資家の活用方法

3. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示

有価証券報告書でのサステナビリティ情報開示の動き(開示媒体)①

● ISSB基準と同等の基準の適用の動き

- 内閣府令の改正により、2023年3月期から、有価証券報告書で、サステナビリティ情報の開示が始まる
- このサステナビリティ情報の開示に、ISSBのサステナビリティ開示基準を踏まえた、日本のサステナビリティ開示基準を適用する方向性が示され、**具体的な議論が、金融庁で始まる(2024年3月から)**
- **SSBJは、公開草案への市場の意見を踏まえ、2025年3月末までにISSB基準と機能的に整合的な基準の策定を目指す**



有価証券報告書でのサステナビリティ情報開示の動き(開示媒体)②

- 開示体系のパラダイムチェンジが生じる可能性(有報の復権)
 - これまで、日本の記述情報(非財務情報)の開示は、任意の統合報告書を中心として行われてきたが、有報での開示が中心となる**企業報告のパラダイムチェンジ**が生じると予想。
- 有報における開示には、**以下の3つの意義**があると考える。

① グローバルの企業開示体系との調和

- ✓ グローバルで最も重視されている開示媒体は、監査済みの財務諸表が掲載された年次報告書(アニュアルレポート)。**日本では、有報に相当。**

② 記述情報と財務情報の統合的な開示

- ✓ 投資家が究極的に確認したいのは、(記述情報にある)**サステナビリティ戦略自体の成果ではなく、その成果が、どのように実際の財務数値に反映されるか。**
- ✓ このため、記述情報と財務情報の**統合的な開示**は不可欠。**これを可能とする開示媒体は、有報のみ。**
- ✓ グローバルのサステナビリティ開示基準の策定を行っている**ISSBも、財務諸表等との結びつき**を重視。

③ 組織全体の意見を示す報告書(企業価値向上へのつながり)

- ✓ 有報発行時、取締役会の承認・報告が行われるため、**組織全体の意見を示す**(部門長クラスではなく)
- ✓ 取締役会・経営陣が認識することにより、企業行動につながり、**企業価値向上につながることを期待。**

(ご参考) IFRSサステナビリティ開示基準 (ISSB基準) の体系

(ご参考) IFRSサステナビリティ開示基準 (ISSB基準) の体系

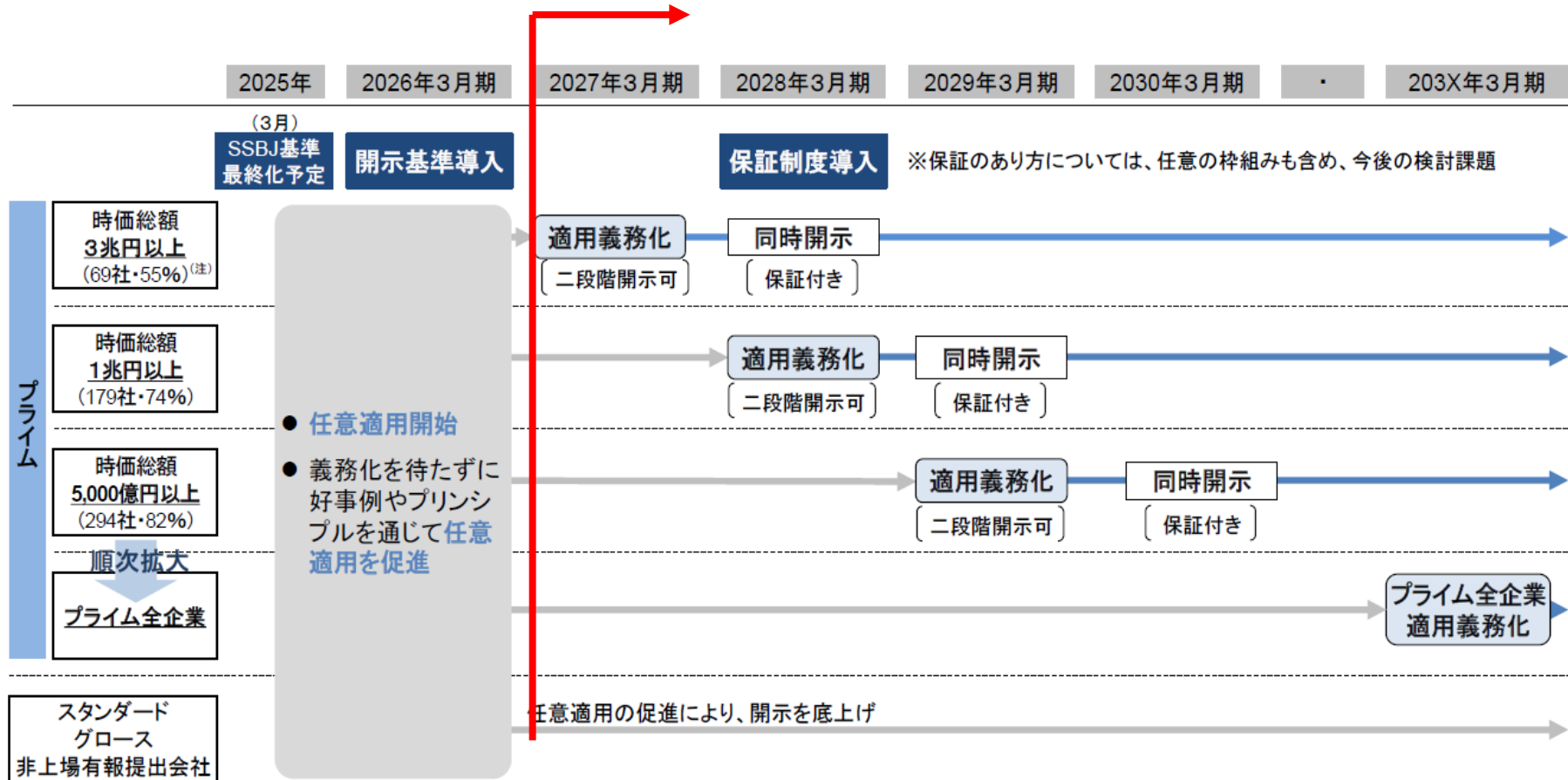
テーマ別基準 S2号、S3号…

IFRS S1号 (全般的要求事項)		IFRS S2号 (気候関連開示)
目的		目的
範囲		範囲
コア・コンテンツ	ガバナンス 戦略 リスク管理 指標及び目標	ガバナンス 戦略 リスク管理 指標及び目標
概念的基礎	適正な表示 重要性 (materiality) 報告企業 つながりのある情報	<div data-bbox="1274 1106 1592 1206" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 開示の基本的な事項を定めた部分 </div>
全般的要求事項	ガイダンスの情報源 開示の記載場所 報告のタイミング 比較情報 準拠表明	
判断、不確実性及び誤謬	判断 測定の不確実性 誤謬	

(出所) IFRSサステナビリティ開示基準から井口譲二作成

有報におけるサステナビリティ開示適用対象等の議論

- 2027年3月期から段階的に適用義務化の方向で議論が進められている

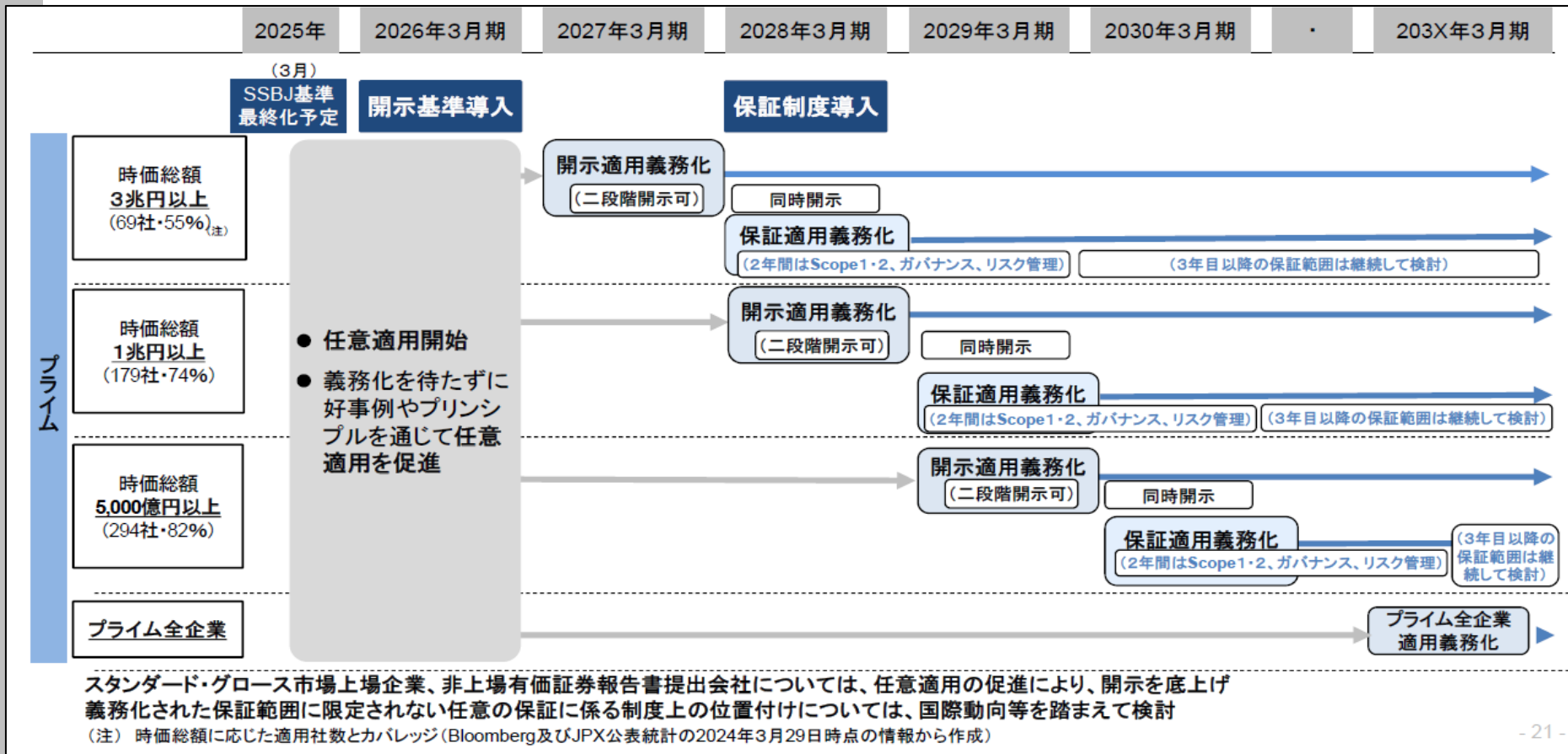


※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を行った場合には、臨時報告書等によって報告

(注)時価総額に応じた適用社数とカパレッジ(Bloombera及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

サステナビリティ情報の保証に対する期待

- 保証の導入については、段階的に導入される方向で議論が進む
 - 現段階では、スコープ1・2、ガバナンス・リスク管理の保証の導入からの案が示される
- サステナビリティ情報の保証では、開示の正確性以上に、開示内容が企業行動に移されているかの確認の方が重要と考えているため、「ガバナンスへの保証」の導入は歓迎。



1.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

2.IFRSサステナビリティ開示基準と投資家の活用方法

3. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示

ご清聴、ありがとうございました！！

井口氏、EY牛島、川崎、馬野 を交えた対談

EY Japan
CCaSSリーダー プリンシパル

牛島 慶一
Keiichi Ushijima



EY Japan
CCaSS開示・保証チームリーダー プリンシパル

川崎 武史
Takefumi Kawasaki



1

サステナビリティ開示と企業価値評価

2

投資家に評価される開示が具備すべき開示情報の「信頼性」

Q&A



Q1

トランプ政権によるサステナビリティ情報開示要請の短期／中期的な影響と企業の対応について

Q2

SSBJに関して、203X年に対象となる企業の対応について
(いつ動き始めることが求められるか等)

Q3

記載すべきものが記載されていない場合の罰則について



クロージング

A PPENDIX

EY登壇者プロフィール

EY登壇者プロフィール (1/2)



牛島 慶一

Keiichi Ushijima

CCaSSリーダー
プリンシパル

- ▶ EY Japanにおける気候変動・サステナビリティサービス (CCaSS) のリーダーとして業務に従事する傍ら、環境省中央環境審議会委員、東北大学大学院非常勤講師なども務める。
- ▶ グローバルなスタンダード形成に関与しながら日本企業の持続可能なビジネスモデルの構築に尽力している。



川崎 武史

Takefumi Kawasaki

CCaSS開示・保証チーム
リーダー
プリンシパル

- ▶ EY Japanにおける気候変動・サステナビリティサービス (CCaSS) に所属し、また、サステナビリティ開示推進室のメンバーとして、サステナビリティ情報開示推進に関連する施策の立案・運営を担当。
- ▶ クライアントにより高い価値が提供できる法人に貢献することを目指す。

EY登壇者プロフィール (1/2)



馬野 隆一郎

Ryuichiro Umano

サステナビリティ開示推進室長
パートナー

- ▶ EY新日本有限責任監査法人のサステナビリティ開示推進室長を務める。
- ▶ 公認会計士、サステナビリティ情報審査人として、企業のサステナビリティ情報開示・保証の取り組みを支援する。
- ▶ 日本公認会計士協会 企業情報開示委員会、監査・保証基準委員会委員。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービス等を提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp